

令和2年度 全県教育課程説明会 「総則」部会（中学校）

総則の改訂のポイント

① 総則改訂の要点

- 改訂の趣旨が教育課程の編成や実施に生かされるようにする観点から次のような改善を行った。
- ・資質・能力の育成を目指す「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善
 - ・カリキュラム・マネジメントの充実
 - ・生徒の発達の支援、家庭や地域との連携・協働を重視する

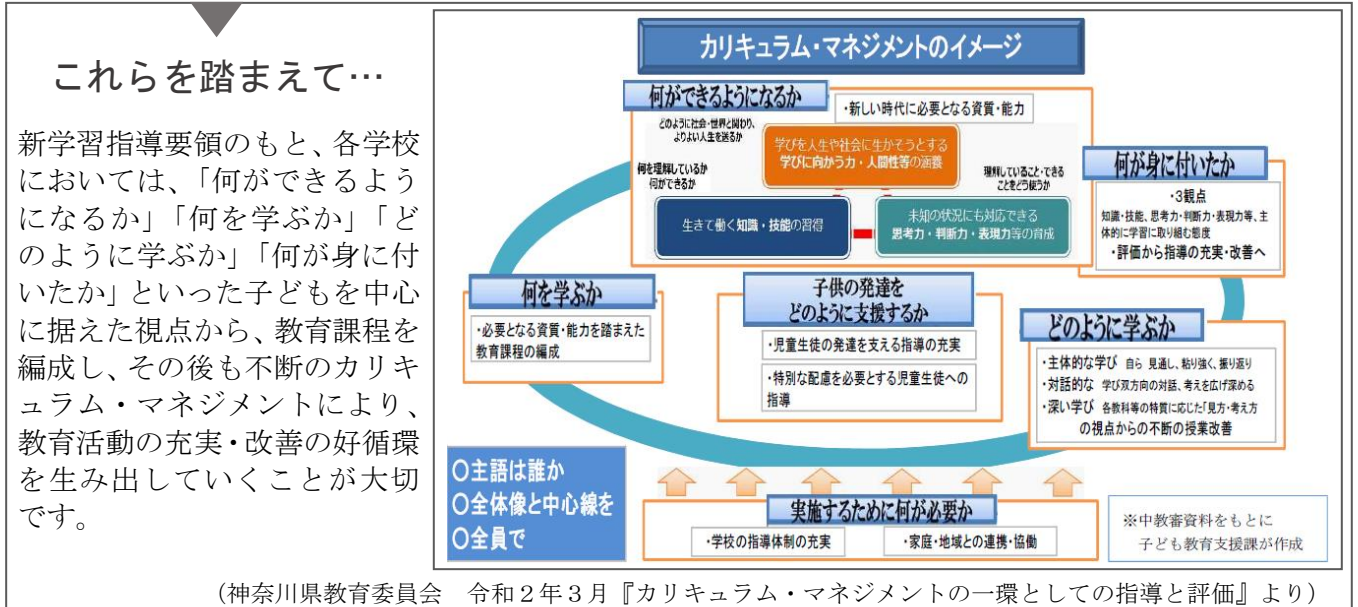
② 構成

(1) 前文の新設

教育基本法の理念と教育課程の役割、「社会に開かれた教育課程」の実現にあたって共有が望まれる考え方を前文として記述。

(2) カリキュラム・マネジメントの流れに沿った章立て

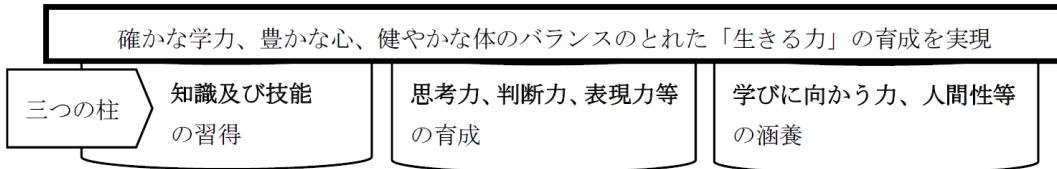
「何ができるようになるか」、そのために「何を学ぶか」「どのように学ぶか」「何が身に付いたか」を意識しながら生徒の実態を踏まえた教育の内容や時間の配分、授業改善や人的・物的資源の確保等を創意工夫していけるように、カリキュラム・マネジメントの流れに沿った章立てで構成。



③ 第3章 教育課程の編成及び実施 各節の要点

第1節 中学校教育の基本と教育課程の役割（何ができるようになるか）

○資質・能力



（神奈川県教育委員会 平成30年1月『教育課程編成の指針（幼稚園、小学校、中学校）』より）

第2節 教育課程の編成（何を学ぶか）

各学校においては、教育目標を明確にし、教育課程の編成についての基本的な方針が家庭や地域とも共有されるように努める。

○子どもたちに必要な資質・能力の育成

- ・各教科等の学習の充実
- ・教科等横断的な視点で教育課程を編成

学習の基盤となる資質・能力（言語能力、情報活用能力、問題発見・解決能力等）の育成
現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力の育成（主権者教育、食育、防災教育等）

第3節 教育課程の実施と学習評価（どのように学ぶか / 何が身に付いたか）

○授業改善

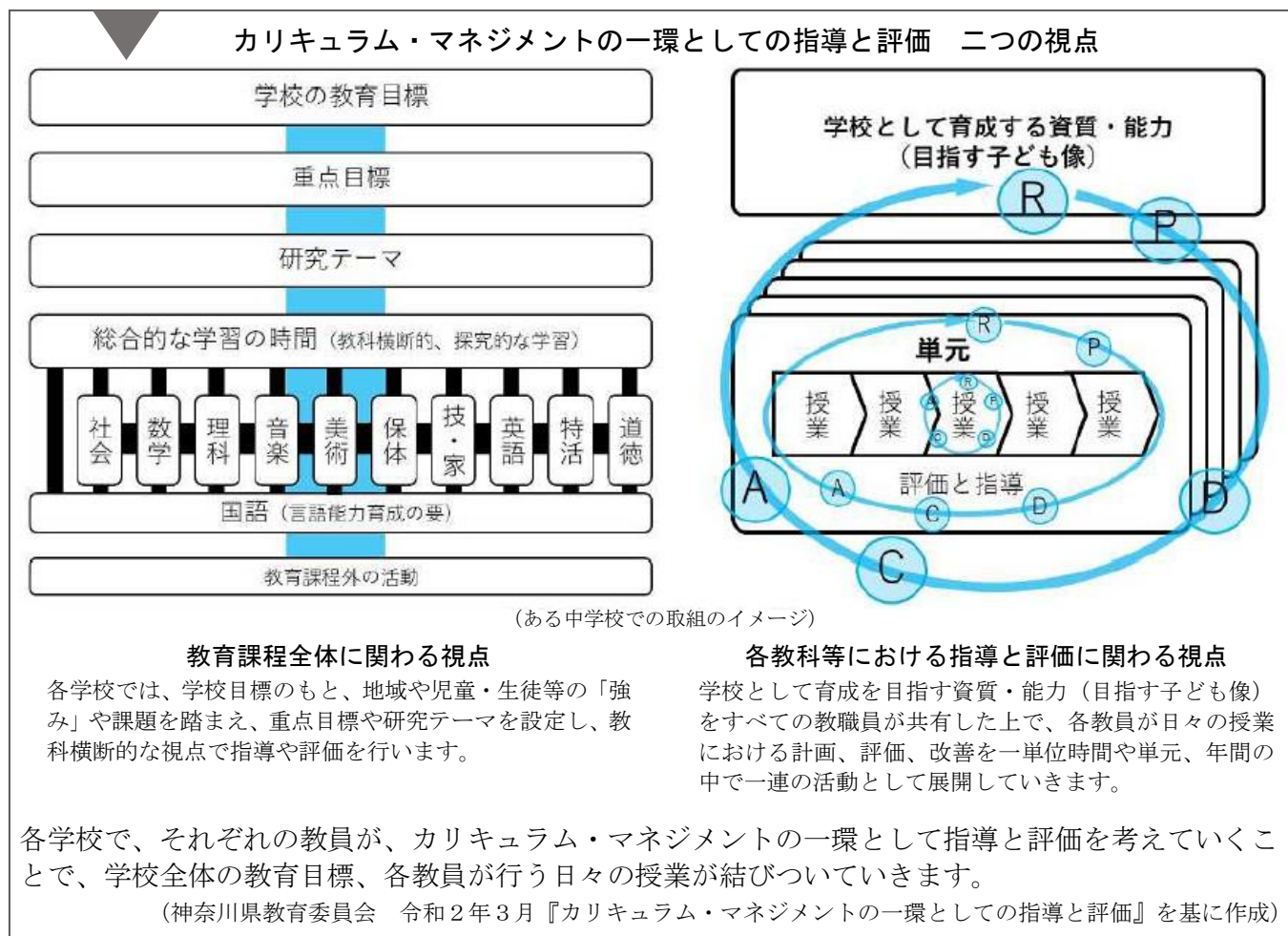
資質・能力の3つの柱のバランスの取れた育成が実現されるよう、単元や題材など内容や時間のまとまりを見通しながら、生徒の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を行う。

その他の配慮事項

- ▶ 言語環境の整備と言語活動の充実
- ▶ 見通しを立てたり、振り返ったりする学習活動
- ▶ 課題選択及び自主的、自発的な学習の促進
- ▶ コンピュータ等や教材・教具の活用
- ▶ 体験活動
- ▶ 学校図書館、地域の公共施設の利活用

○学習評価

学習評価については、単元等のまとまりの中で評価の場面や方法を工夫し、目標に準拠した評価を実現し資質・能力の育成に生かすようにする。



第4節 生徒の発達の支援（子ども一人ひとりの発達をどのように支援するか）

- 生徒の発達を支える指導の充実
- 海外から帰国した生徒などの学校生活への適応
- 日本語の習得に困難のある生徒に対する日本語指導
- 障害のある生徒などへの指導
- 不登校の生徒への配慮

第5節 学校運営上の留意事項（実施するために何が必要か）

- カリキュラム・マネジメントを、校長の方針の下に全ての教職員が参加し、学校評価や各分野の全体計画等と関連付けて実施する。
- 家庭や地域社会との連携・協働を深めるとともに、世代間（高齢者や異年齢の子供など）や学校間、障害のある幼児児童生徒との間の交流及び共同学習の機会を設ける。

第6節 道徳教育推進上の配慮事項

- 全体計画を作成し、全教員が協力して道徳教育を展開
- 生徒の発達の段階や特性を踏まえた指導内容の重点化
- 豊かな体験活動の充実
- 家庭や地域社会との連携